

議案第129号

大阪市生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区に係る農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）の区域の規模に関する条件を定めるものとする。

(区域の規模に関する条件)

第2条 前条の条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年9月12日提出

大阪市長 吉村洋文

説明

生産緑地法に基づき、生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

生産緑地法（抄）

（生産緑地地区に関する都市計画）

第3条 省 略

- 2 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第2号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。

3 - 6 省 略